

# 会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和3年第23回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 今井 好美		
日 時	令和3年8月25日（水） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、 秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員、岡田繁委員、 岩田議長、血脇副議長 議会事務局 石井局長、今井主査、小原主事 執行部 笠井市長、中村総務部長、高山総務課長		
<b>【会議の概要】</b>			
議題			
(1) 令和3年第3回白井市議会定例会について ① 提案予定の議案等について ② 会期日程及び議事日程について			
(2) 決算審査特別委員会委員の選出方法について			
(3) その他			
《決定事項等》			
(1) 令和3年第3回白井市議会定例会について ○会期は、9月1日から10月7日までの37日間。 ○議事案件は、報告4件、諮問2件、議案17件、陳情3件。一般質問は13人20項目の質問。 ○諮問第1号、諮問第2号、議案第1号及び議案第2号については、人事案件のため、初日採決を行う。 ○一般質問日及び人数は、9月6日に5人、9月5日に5人、9月9日に3人。 ○請願はない。陳情3件は市外陳情者のため議長報告とする。 ○今期定例会に上程される議案の付託委員会は、「議案付託表」のとおり。 ○大綱的質疑通告、総括質疑通告は9月6日（月）正午までに提出。 ○決算審査特別員会を9月10日に議長発議により設置する。 ○決算審査特別委員会（市民環境経済部）を9月17日に、決算審査特別委員会（福祉部・健康子ども部）を9月21日に、決算審査特別委員会（都市建設部）を9月22日に、決算審査特別委員会（教育部）を9月27日に、決算審査特別委員会（総務部・企画財政部ほか）を9月28日に、変更する。 また、9月28日の決算審査特別委員会において、討論の前に全体をとおして財政面において質疑を行う場を設ける。			
(2) 決算審査特別委員会委員の選出方法について ○選出人数は10人以内とする。（前回の議運の決定を改める「10人」→「10人以内」） ○今9月の選出内容は、各常任委員会から3人、及び議長とし、来年9月の決算審査特			

別委員会委員は、今回選出していない議員をもって委員とする。(ただし、監査委員は除く)

○この選出方法は、現議員の任期中に限る選出方法とする。

(3) その他

委員長より

○会期中に、会議規則改正の発議にかかる件を議題として、委員会を開催する。開催日時については、会期末頃を予定しているが今後調整して通知する。

白井市議会運営委員会

日時：令和3年8月25日（水）

午前10時

場所：白井市役所本庁舎4階

大委員会室

-開会 10時00分

○石井議会事務局長 おはようございます。

会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆さん、おはようございます。早いもので、もう9月議会の議会運営委員会ということで、現在の状況、新型コロナ等ございまして、皆さん十分もう御承知おきだと思っております。まだ暑さも残りますので、体調に留意されて9月議会に臨んでいただきたいと思っております。

会議のほうは、この会議もコロナの状況下ということで、時間をそんなに長く取らず、短い期間で休憩を取りながら進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、慎重なる審議をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いします。

○石井議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、令和3年第3回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。

第3回市議会定例会は、9月1日、水曜日、午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、報告については、継続費の精算報告書について2件、令和2年度白井市健全化判断比率及び白井市資金不足比率について各1件の合わせて4件になります。

諮問につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての意見になります。

案件につきましては、教育委員会委員の任命についてなど人事案件が2件、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてなど、条例に関する案件が6件、令和3年度一般会計ほか5会計の補正予算に関わる案件が6件、令和2年度決算認定が3件の合わせて17議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○石井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長にお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和3年第23回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題（1）令和3年第3回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等についてを議題といたします。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

高山総務課長。

○高山総務課長 おはようございます。総務課のほうからは、令和3年第3回市議会定例会に提案いたします案件の概要について御説明をいたします。資料に沿って御説明をいたしますので、資料のほうを御覧いただきたいと思います。

先ほど市長のほうからお話ありました報告が4件、それから諮問が2件、議案については全部で17議案になります。順を追って説明をいたします。

報告第1号 継続費精算報告書について、所管課は財政課になります。

地方自治法施行例145条第2項の規定によりまして、一般会計の継続事業のうち、令和2年度に終了した事業について精算報告を行うものでございます。今回、報告を行う事業が4件ございます。土地評価替事業、障害者計画等策定事業、法定外道路現況調査事業、地域防災計画修正事業、以上4事業となります。

続きまして、報告第2号 継続費精算報告書について、所管課は高齢者福祉課となります。

こちらも地方自治法施行令145条第2項の規定によりまして、介護保険特別会計の継続事業のうち、令和2年度に終了した事業について精算報告を行うものでございます。事業は一つ、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業となります。

続きまして、報告第3号 令和2年度白井市健全化判断比率の報告について、所管課は財政課となります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、令和2年度の決算における健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告をするものでございます。

健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それぞれは赤字額がなかったことによりまして、該当はございません。実質公債費比率につきましては3.5%、将来負担比率については、57.2%となっております。

続きまして、報告第4号 令和2年度白井市資金不足比率の報告について、所管課は上下水道課となります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和2年度の白井市水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

資金不足比率の状況につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに不足額が生じなかったことにより、該当はございません。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、所管課は市民活動支援課となります。

人権擁護委員である山本香緒利氏の任期が令和3年12月31日で満了となるため、山本香緒利氏を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。お住まいは白井市の根、生年月日は昭和43年8月1日となります。

報告第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、所管課は市民活動支援課となります。

報告第1号と同様、人権擁護委員である平川正之氏の任期が令和3年12月31日で満了となるため、平川正之氏を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。お住まいは白井市十余一、生年月日は昭和42年7月2日となります。

続きまして、議案第1号 教育委員会委員の任命について、所管課は教育総務課と総務課となります。

教育委員会委員である高倉聡子氏の任期が令和3年9月30日で満了となるため、新たに松田加奈子氏を任命したいので議会の同意を求めるものでございます。お住まいは白井市富士、生年月日は昭和54年7月19日となります。

続きまして、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、所管課は収税課となります。

固定資産評価審査委員会委員である鶴野洋次氏の任期が令和3年9月30日で満了となるため、鶴野洋次氏を再任したいので議会の同意を求めるものでございます。お住まいは白井市神々廻、生年月日は昭和20年2月24日となります。

続きまして、議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、所管課は市民課、財政課、総務課となります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、令和3年9月1日から、個人番号カードの再交付手数料の徴収主体が市から地方公共団体情報システム機構に移管されること等に対応するため、関係します三つの条例について所要の改正を行うものでございます。

改正する条例は、一つ目が白井市手数料条例、こちらは個人番号カードの再交付の事務

が廃止されたことにより、当該事務に伴う手数料の規定を廃止するものでございます。

次が白井市個人情報保護条例、それから、その下、白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、以上、二つの条例につきましては、番号法の改正に伴い、当該条例が引用します条項にずれが生じたことにより、改正を行うものでございます。

施行期日は、いずれも公布の日となっております。

続きまして、議案第4号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は上下水道課、総務課となります。

附属機関の委員の任期の見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、白井市上下水道事業審議会の委員の任期を見直すものでございます。

施行期日は、令和4年3月16日となっております。

続きまして、議案第5号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は課税課となります。

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容ですが、セルフメディケーション税制について、期間を5年延長するものでございます。

それから、個人市民税の扶養控除における国外居住親族の取扱いを見直すものでございます。

施行期日は、「令和4年」と書いてありますが、「令和6年」に修正をしていただきたいと思えます。申し訳ございません。令和6年1月1日ほか、施行期日のもう一つは、令和4年1月1日施行分がでございます。

続きまして、議案第6号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課となります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、厚生労働省令となりますが、この基準の一部の改正に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容ですが、3歳未満の乳幼児のみを受け入れる家庭的保育事業等において、在籍児童の保育の終了に際し、当該児が引き続き教育または保育を受けることができるよう必要な措置が講じられている場合は、終了後の受入れ先となる連携施設の確保を不要とするものでございます。

それから、居宅訪問型保育の実施対象となる児童に、保護者の疾病等により養育を受けることが困難な児童を加えるものでございます。

それから、地域型保育事業者等及びその職員が、書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第7号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課となります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、内閣府令となります。この基準の改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容ですが、3歳未満の乳幼児のみを受け入れる特定地域型保育事業において、在籍児童の保育の終了に際し、当該児が引き続き教育または保育を受けることができるよう必要な措置が講じられている場合は、終了後の受入れ先となる連携施設の確保を不要とするものでございます。

それから、特定教育・保育施設等が、書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第8号 白井市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は道路課となります。

道路占用料の見直しに伴い、条例の一部を改正するもので、主な改正内容は、市の道路占用料を千葉県の道路占用料に合わせて改定をするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

なお、本件については、この午後開催されます議員全員協議会で御説明をする予定となっております。

続きまして、議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第5号）について、所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,637万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億9,074万3,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算では、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものでございます。

それから、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した行事等の予算を減額するものでございます。

それから、地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げに係る制度理解のための研修実施、例規整備の支援を委託するため、所要額を計上するものでございます。

県内において発生した児童の交通事故を受け、道路管理者による通学路緊急点検を行った結果、路面表示等の修繕が必要な箇所を確認したことから、速やかに安全対策を講じるため、所要額を計上するものでございます。

続きまして、継続費、地方公務員法の定年引上げに伴う新制度整備事業に係る継続費を追加するものでございます。

地方債、消防センター整備事業及び臨時財政対策債に係る地方債の限度額を変更するも

のでございます。

続きまして、議案第10号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,465万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,451万9,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入歳出予算で、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものでございます。

それから、令和3年度国民健康保険事業費納付金の決定に伴い、所要額を補正するものでございます。

続きまして、議案第11号 令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）について、所管課は高齢者福祉課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,062万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,928万1,000円とするものでございます。

補正内容は、歳入歳出予算で、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの。

それから、前年度の事業費確定に伴い所要額を補正するものでございます。

続きまして、議案第12号 令和3年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,125万5,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、歳入歳出予算で、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものでございます。

続きまして、議案第13号 令和3年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）について、所管課は上下水道課となります。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ23万5,000円増額し、6億2,970万7,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入の予定額を67万4,000円増額し、5,390万1,000円に、資本的支出の予定額を67万4,000円増額し、8,923万1,000円とするものでございます。

主な補正内容は、収益的収入及び支出では、水道料金・下水道使用料徴収業務委託事業者を令和4年4月から変更することに伴い、一部の利用者に口座振替の変更依頼書を送付するための経費を補正するものでございます。

資本的収入及び支出において、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものでございます。

続きまして、議案第14号 令和3年度白井市下水道事業会計補正予算（第1号）について、所管課は上下水道課となります。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ25万9,000円減額し、15億410万5,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入の予定額を203万円増額し、1億9,016万9,000円に、資本的支出の予定額を203万円増額し、2億9,481万5,000円とするものでございます。

主な補正内容は、収益的収入及び支出において、水道事業会計と同様に、口座振替の変更依頼書を送付するための経費を補正するものでございます。

資本的収入及び支出において、公共汚水ます設置基数の増加により工事請負費が不足するため増額するものでございます。

企業債、公共下水道事業における借入限度額を増額するものでございます。

議案第15号から議案第17号にかけまして、地方自治法233条3項及び地方公営企業法30条第4項の規定によりまして、それぞれの決算の認定を議会にお願いするものでございます。

議案第15号から議案第17号までは、令和2年度白井市歳入歳出決算（一般会計ほか4会計）、それから、白井市水道事業会計決算及び白井市下水道事業決算について、監査委員の意見書をつけて議会の認定を求めるものでございます。

以上が、令和3年第3回市議会定例会に提案いたします案件の概要となります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

ただいまの説明について、補足説明を求めたい方がおられましたらお願ひいたします。補足説明はよろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 議会事務局長。

○石井議会事務局長 人事案件がありますので、執行部の意向を聞いていただけますか。初日に採決するか。

○伊藤委員長 執行部、部長・課長さんいらっしゃるところで、人事案件についての採決については、いつを御希望されておりますでしょうか。

○高山総務課長 これまでどおり、人事案件については、初日の採決をお願いしておりますので、初日でお願いしたいと思います。

○伊藤委員長 分かりました。そのように承っておきます。

それでよろしいですか。

徳本委員。

○徳本委員 1か所、もう一度お聞きしたいのですけれども、4ページの上の施行期日を令和6年に直したのですけれども、そのほかにも期日があったと思うので、もう一度お聞かせください。

○伊藤委員長 令和4年と令和6年、両方あるのですよね。高山総務課長。

○高山総務課長 議案を見ていただいたほうが分かりやすいと思いますが、議案第5号、税条例の一部改正条例の裏面になります。

施行期日が、そこに書いてありますが、この条例は令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は令和4年4月1日から施行するということになっていますので、令和6年1月1日と令和4年1月1日があるのですけれども、どちらが原則にするかというだけの話なのですけれども、その4月1日施行が附則第6条の分だけ、1か所だけになりますので、こちらを例外として、残りを原則は令和6年1月1日施行ということとしておりますので、修正をさせていただいております。

○伊藤委員長 徳本委員、大丈夫でしょうか。

○徳本委員 はい。

それでは、ほかの方も大丈夫ですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、執行部、部長・課長、退席お願いいたします。

次に、議会事務局長より、請願陳情、一般質問等会期中に議題となる件について説明を求めます。

局長。

○石井議会事務局長 それでは、請願・陳情、一般質問について御説明いたします。

陳情につきましては、お手元に配付の陳情受理一覧表を御覧いただきたいと思います。

それでは、今回提出、陳情につきましては、市外からの陳情3件が提出をされております。請願については提出がございませんでした。

それでは、3件の概要について説明いたします。

受理番号第1号、令和3年6月21日受理、辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

陳情者は「新しい提案」実行委員会、責任者の安里長従さん、ほか1名です。

住所は沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階。

陳情事項は3項目になります。

一つ、沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。

二つ、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で、沖縄の米軍基地の負担経験を国が責任をもって行う法整備等の仕組みの中で解決すること。

三つ、そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国全ての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定することを議会において採択し、その旨の意見書を地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

以上になります。

続きまして、受理番号2号、令和3年7月21日受理、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請する陳情。

陳情者は沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」、代表具志堅隆松さん。

住所は沖縄県那覇市泊1-28-3。

陳情事項は1項目です。

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること。

以上です。

もう一件、受理番号第3号、令和3年8月17日受理。

「戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書採択の陳情」。

陳情者は平和を願い戦争に反対する千葉県戦没者遺族の会、代表上田美毎さんです。

住所は千葉県佐倉市新臼井田12-24。

陳情事項は2項目になります。

沖縄県戦没者の遺骨等が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう要望します。

一つ、日本で唯一、住民を巻き込んだ激しい地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、ボランティア任せにせず政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施しすべての遺骨を遺族の元に帰すよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定による意見書採択を要望し、陳情に及ぶものです。

以上、陳情3件でございます。

続きまして、一般質問になります。

お手元に配付の通告書を御覧いただきたいと思います。

1枚ページを開いていただきまして、一覧表のところにあるとおり、今回13名の議員さんから20項目の通告を頂いているところでございます。

陳情請願、一般質問については以上でございます。お願いします。

○伊藤委員長 以上で、議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 補足説明は大丈夫ですね。

次に、議長より陳情の取扱い及び議案の付託委員会について説明をお願いいたします。

岩田議長。

○岩田議長 陳情第1号から3号につきましては、いずれも市外からの陳情になりますので、先例のとおり議長報告にしたいと思います。

それから、議案のほうですけれども、議案の付託先につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

ただいま議長より説明のありました陳情の取扱い及び議案の付託委員会について、御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 意見はないものと認めます。

陳情第1号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。

陳情第2号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。

陳情第3号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。

次に、議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定いたしました。

それでは、次から日程等に入っていきますので、ここで休憩を取りたいと思います。

45分まで休憩にいたします。よろしくをお願いいたします。

-休憩 10時35分 再開10時45分-

○伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、会期日程及び議事日程についてを議題といたします。

事務局長より、会期日程（案）及び議事日程（案）について説明を求めます。

事務局長。

○石井議会事務局長 それでは、会期日程及び議事日程について説明させていただきます。

初めに、会期日程（案）を御覧いただきたいと思います。

会期につきましては、9月1日から10月7日までの37日間としております。

初めに、9月1日につきましては、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、報告第1号から報告第3号、諮問第1号及び2号、議案第1号から17号についてまで一括上程をいたします。

提案理由の説明、報告の後、諮問1号及び2号、議案の1号、2号については人事案件であることから、初日に質疑、討論、採決を行い、議案第3号から議案第17号については議案内容の説明のみとなります。

次に、一般質問につきましては、9月6日に5名、7日に5名、9日に3名でお願いしたいと思います。

なお、9月6日の正午は、大綱的質疑及び総括質疑の締切りとなります。

次に、9月10日につきましては、議案第3号から議案第17号までの質疑、委員会付託、そして決算審査特別委員会の設置となります。

次に、9月13日から15日につきましては、各常任委員会の開催、次に9月17日、21日、22日、9月27日及び28日につきましては、決算審査特別委員会の開催を予定しております。

最終日を10月7日として、各委員会に付託をされた議案につきまして、各委員長による審査経過及び結果報告、並びにこれらに対する質疑、討論、採決、また会議規則の改正を予定しております関係で、発議案第1号について質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

以上が会期日程（案）となります。

次に、議事日程になります。

お手元の議事日程（案）を御覧いただきたいと思います。

日程第1、議席の一部変更から会議録の署名議員の指名、会期決定、諸般の報告、報告4件、諮問2件、議案17件、陳情3件、発議案1件及び一般質問となりますが、先ほど陳情3件につきましては議長報告となりましたので、当日の議事日程からは削除させていただきます。

以上で説明を終わりますが、1点、会期中で、前回の議会運営委員会におきまして、決算審査の中で総括的な質疑をどうするかという議論がございまして、まず一般的な総括質疑、委員会付託の前に行う質疑については、従来どおり行うことになりましたが、特別委員会の中で、総括質疑の機会を設けてはどうかということについては、決算特別委員会のほうで検討してくださいということになっておりました。

しかしながら、現状では決算審査の日数を1日増やすことも考えたところでございますが、総括質疑となりますと、説明員の範囲ですとか、通告制にするのかなど課題も多いことから、今回は従来どおり5日間で案を作成させていただきました。現状では、総括質疑で審査日数をもう一日延ばすというのは厳しい状況でございますが、例えばでございます

が、最終日に、総務企画の日程を初日から最終日に変更いたしまして、財政的な部分に限ってなど、総務の所管する事項について総括的に質疑をするということは、執行部のほうでも可能であるということはお返事は頂いているところでありますが、しかし、これを行いますと、各部の審査の日程が大きく変更してしまうということで、事務に支障等を来す場合がありますので、もしこの場で総括質疑の点について御検討いただいて、その審査の順番など等についても結論が出せれば、事務局としては助かるところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 ただいま説明がありました会期日程（案）及び議事日程（案）について、質疑はございませんか。

平田委員。

○平田委員 一般質問について伺います。初日5名、2日目5名、3日目が3名ということですが、40分ですので、午前中3名という考え方で、最終日3日目には、午前中で3名が終わってしまうということではよろしいでしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 今回の一般質問については、40分ということになってございますので、3日目の3名の終わった時点で、大体ちょうど12時半ぐらいになると思いますので、この日は午前中で終了するような形になります。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに質疑は。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 先ほど、事務局長のほうから少し説明がございましたけれども、決算特別委員会の中で質疑を総括的、名前は確定しないのですけれども、する場合には、総務企画常任委員会を最終日に持ってきて行うことは可能じゃないかというようなお話だったので、この場でその日程を変更しておかないと、そういったこともできなくなるというふうに私は理解しているのですけれども、その辺について、いかがいたしましょう。

柴田委員。

○柴田委員 そうしますと、今頂いている日程表の総務企画が一番最初に来ているけれども、それを最終日に持ってきて、ほかの常任委員会を一つずつ繰り上げて行うという日程になるということでしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 はい。結論といたしまして、それでお願いできればと思っております。事前に年間計画というのを執行部にも示してありまして、執行部もその議会の合間に各種行事等をびしびし入れてしまうというのが、そういうところがございまして、今回一般質問が1日減ったという部分で繰り上げになっている部分等もございまして、なるべく執行部のほうで負担のならないようなやり方ではと考えているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 はっきり申し上げます。17日が市民環境経済部、21日が福祉部、健康子ども22日が都市建設部、27日が教育、28日が総務部、企画財政部ということになります。

ですので、総括質疑ということで、全部にまたがる質問はここではできません。あくまでも財政的な総務部の中で総括という部分でよろしければ、そういうことも可能でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 イメージが逆にしにくいのですけれども、例えば教育部門のほうで、財政的なものにひもづいていて、財政のほうからも答えてもらいたいなというようなものがあつた場合は、それを最終日にとっておいて、教育のこういう事業のここの財政についてというふうに総務の中で聞くということになるのでしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 その部分についてがなかなか難しいところなのですけれども、基本的には各部のほうで聞けることは聞いていただく。その上で、全体的な財政的な部分の話とかについては改めてという形で、総務部のほうで聞いていただくことを想定しておりますが、委員長さんの交通整理が大変かなというのは想像はしております。

以上です。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 今、柴田委員がお話しされた件について、局長のほうからもお話あつたと思うのですけれども、基本それぞれの日の審査の中で、財政的な教育部にひもづいた財政的なものも聞いて、最後の総務企画のところでは、例えば決算カードについての財政的な面とか、そういうことを聞くというような捉え方でよろしいでしょうか。

○伊藤委員長 それは誰が答えるの。

○齊藤委員 ごめんなさい。そういうふうな認識で私はいるのですけれども、皆さん御意見があつたらお願いします。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 今、副委員長がおっしゃったようなイメージで私はいたので、それこそ主要施策の成果報告書とか、そういう決算の中で聞きたいなという部分で、横断的な部分について聞ける場があつたほうがいいのかというふうに思っていました。一つ一ついろいろな事業を審査していった中で、さらに全体的にここ聞きたいよねというのがあつた場合に、それを聞ける場があつたほうがいいのかという意味だったのですけれども。

だから、そういうものというのは、例えば総務企画の所掌の部分は終わらせて、その後

一区切りつけてもらって、改めてそういう総括的なものがある、質問ありますかという聞き方をしてもらおうというのも進行上ありなのかなと、今聞きながら思いました。

○伊藤委員長 ほかに御意見のある方。

徳本委員。

○徳本委員 このやり方でいいと思います。どういう質問するかというのについては同じ意見で、基本的には、その前までの所管の分についてしっかり聞いておいて、でも、またがっているものとか、何か聞き漏れたものとかも、できれば聞いていいということにしてくださいとありがたいです。ただ、それを総務の人が答えられなかったら仕方ないですけども。最後にまとめて総括的な質疑をしたいという趣旨で、こういう提案がもともとされていたと思うので、余りきっちりこの質問しかしちゃ駄目と決めずにやってみてほしいです。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 今の御意見なのですけれども、その日で担当部、担当課長、担当部長の出席のこともあるので、基本的に、あのとき聞き忘れちゃったから、最後にもう一回というのだと、課長・部長に来ていただくとかという必要も出てきちゃうので、基本のラインは、その日に終わらし、もしどうしても聞きたいことがあれば、個人的にでも伺うということも可能なので、最終日の総括的なものは、本当に全体を通した財政のことに限って行うというふうにしないと、切りがなくなっちゃうかなというふうにも思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見のある方。

秋谷委員。

○秋谷委員 今、斉藤副委員長がおっしゃったとおりだと思います。私、執行部のほうの答える側の準備とかあるので、所轄のところで大体っていうか、ほとんどやってもらって、あと聞き漏らした点については、事前に言うておいて、担当課に来てもらうという手もあるのだけれども、その辺のところ調整うまくいけばいいのだけれども、そうでないと、皆さん都合があるでしょうから。窓口だけだとあれかもしれないけれども、特別何かそういう質問があるのだという場合は、その担当の方を特別呼ぶしかないの、その辺のところが調整がうまくいけばなのですけれども。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 聞き漏らしと言っちゃったので話が大きくなっちゃったのですけれども、所管の人を呼びつけてまで、やり直すというような話ではなく、私も基本的に、その日はその日のことを聞くというふうには考えているので、それで結構です。

○伊藤委員長 ほかに御意見のある方。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、今のお話を総合的に考えまして、決算特別委員会の中で総務企

画常任委員会を最終日に持ってくる。そこで質疑が一旦終了した後に、全体の質疑を財政的な面についての質疑をできるという時間を設けて行うということによろしいのでしょうか。今の話を総合すると。

徳本委員、そういったことによろしいでしょうか。

○徳本委員 はい。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 主要施策の成果報告書というのは、横断的にいろいろな事業を施策ごとにまとめてあったりする報告なわけで、財政部分だけではないわけなのです。それで、議会が見るのは財政の部分だけでもないし、横断的な取組について、どうだったかという、そういうものについても聞くというのがありますか。ありとしてももらいたいと思いますけれども。

○伊藤委員長 今、想定されているものが、私の頭の中にイメージ的によく出てこないのですけれども。

○柴田委員 やって見ないと分からないですね。

○伊藤委員長 その部分については、決算特別委員会の中で、また委員の皆さんと委員長と協議していただいて、最終的には決算ですので、その数字についてのお話になると思いますので、その部分については、総務の財政部長等が答弁できると思いますので、それで今年はやってみるということではいかがでしょうか。また不足があれば、次年度に考えるということに進めていきたいと思うのですが。

影山委員。

○影山委員 各所管ごとでしっかり聞くというのは考え方ではあるのですけれども、その前提として、この予算はここにひもづいているよというのがはっきりと分かる状態でないと、多分これはそういう部分があるわけです。前回の予算のときでしたっけ。後から、ここは違うよと言われたことがあるから。そういう、どこに結びついているという情報がスタートの時点で100%網羅されて、みんなが分かっているということが前提条件になろうと思うので、その情報提供をしっかりといただければというのが。各箇所ですっきり聞くというのは、そういう前提があってこそそのもので、その情報提供を各予算ごとに、この部署がつながれてないというのが目に見えるという形で出していただければとさせていただきたいと思います。

○伊藤委員長 それについては、決算特別委員会の中で、資料請求等を特別委員会の中で行うというふうに思いますので、その中で請求していただいて、自分の納得のいく形にさせていただければいいかなというふうに思うのですが、皆さんいかがいたしましょうか。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 確認なのですけれども、この主要施策の成果報告書の中でも、これは細かくそれぞれの事業内容があるので、それは、その日その日のことで聞けると思うのです。そ

のひもづいている云々というのは、財政的なことなので、そこに最終日、総務企画財政が入ってくればお答えいただけるものだと思うので、事業内容の細かいところについては、それぞれの日で確認、質疑をして、本当に財政部な部分は、その財政部のほうでお答えができるものと思うので、それでいいのじゃないでしょうか。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 まとめ的になりますけれども、とにかく新しいことをやってみようと、いい審査をするためには改善してみようということに取り組んでいることですので、やっているうちに、こういう質問必要だねとか出てくるとは思うけれども、とにかくこの今まで決まった中で、やってみてはどうでしょうかと思います。

○伊藤委員長 それでは、総務企画常任委員会を最終日に持ってくるということでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 その部分については、そのように決定させていただきます。

その中身については、今、議会運営委員会の中では、総務企画常任委員会の審議が終わった後、討論の前に幾ばくかの質疑の時間を設けるというような、これはまた決算特別委員会の中で諮ることなので、議会運営委員会の中で決定していいのかどうかというのは、局長どうなのでしょう。

局長。

○石井議会事務局長 結果的に会期に影響してしまう部分でございますので、ここで決めていただいてよろしいかと思っております。

先ほど言った細かいことは、実際、特別委員さんの中で協議していただきまして、例えば執行部の意向とかも確認しておきたいと思います。場合によっては、通告書で出してもらいたいとか、いろいろな意見も出てくるかと思っておりますので、その辺については特別委員会の中で検討していただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、今決定しましたように、総務企画常任委員会を最終日に持ってくる。また、質疑が終わって討論の前に時間を少し取るということで。また、その取り方等については、特別委員会の中で決定していただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 日程がすごくタイトだったので、少し間をあけてもらいたいというのは予算のときにも出たのですけれども、去年の決算もすごく苦しかったのですね。なぜかというところ、決算の審査の日がつながっていて、間で調べたり、執行部に聞きに行ったりすることが、とても時間が足りなかったという記憶があります。

見てみると、土日とか休日が挟まっての休会で、審査が空いているという日程なのですが、2日続けてあった後に、平日が1日何もない休会の日があるとか、そういうような日が実は欲しかったのです。

例えば、一番最終日が総務になりましたけれども、総括的なこともするとかいうことを考える、討論も考えるとかなると、実は最終の決算審査特別委員会の前の日は、休会、休みの日であると望ましいとか、言い出したら切りがないとは思うのですけれども、そういう日程の組み方というのは可能だったのかなと。これがもうぎりぎりのところなのでしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 今回の会期に当たりまして、まず最終日を10月7日としております。これは10月8日になりますと、既に消防組合、環境整備なんか組合議会の日程がもう入っていた関係で、これ以上後ろに下げるとは厳しい状況となっているところでございます。

また、29日から6日につきましては、委員長報告の作成期間ということ踏まえまして、24日、1日だけ空けるという形の対応をさせていただいたところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。日程について。先ほど決算特別委員会の中身についてお話ししましたが、全体を通しての日程について、ほかに御意見はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 仕方ないでしょう。

○伊藤委員長 大丈夫ですか。

○柴田委員 はい。

○伊藤委員長 それでは、御意見、質疑等ないようですので、この日程で決定させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、会期日程（案）及び議事日程（案）について、提案のとおり決定したいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして議題（2）決算審査特別委員会委員の選出方法についてを議題とします。

それでは、皆さん、御意見を願ひいたします。

○柴田委員 この間、決定したことをもう一回言っていただいていた方がいいですか。

○伊藤委員長 この間、決定したことですか。

局長。

○石井議会事務局長 それでは、8月5日の議会運営委員会で決まったことを申し上げた

いと思います。

まず、予算審査の進め方というところでお話を進めたところでございますが、決算特別委員会についての話になります。委員の人数は10人とする。また、予算審査特別委員会の委員は、前年に解散した決算審査特別委員会委員と同じ委員とする。

また、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会は、都度その会期で設置をする。

審査対象は、以下は予算のことになってしまいますが、審査対象は当初予算のみとするか、なお、当初予算のうち特別委員会予算について、以降の会議で検討するということになっています。

補正予算は常任委員会とする。

また、委員の対象から正副議長は除かない。また、決算審査においては、監査委員を除くということが決まっております。

以上でございます。

○伊藤委員長 前回の議会運営委員会で決定した部分について、局長から今説明していただきました。それを踏まえて、9月議会で行われる決算特別委員会の委員数は10名ということで決定しております。これについて、その選出方法について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

柴田委員。

○柴田委員 従来どおり、常任委員会から3人ずつで9人で、あと1人が正副議長と監査委員、監査委員は決算入らないということに決まったので、しょうがないですけども、どちらかが入って10人ということでもいいんじゃないかと思っておりますけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 今の考えに賛成です。

○伊藤委員長 ほかの方は。

齊藤副委員長から申し上げます。

○齊藤委員 今の考えに賛成です。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山議員 同じく賛成です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 同じく賛成です。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 賛成です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 賛成。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 賛成です。

○伊藤委員長 柴田委員は、先ほど提案者なので。

それでは、皆さんの御意見をお伺いしたところ、各常任委員会から3名を選出していた  
だき、もう一人については、正副議長どちらかが入っていただくということによろしいで  
しょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 10人ということなのですけれども、たしか本年度の決算と来年度の決算、決  
算のほうは入替えと、全員が決算委員会であることなのですけれども、都市経済常任委員  
会のほうは、欠1で実質6名なので、これは3・3とすると、副議長はどうしてもどちら  
かに入らなければいけないですね。

なので、今年度の決算について、正副議長がどちらかということではできないので、議長  
が今年度か来年度、どちらかには入るということを決めてもらえればよいと思います。分  
かりますか、言っていることは。

○伊藤委員長 それでは、議長が今年度に入るのか、来年度に入るのかということでの  
で、議長のほうの希望はございますか。

岩田議長。

○岩田議長 特に希望ありません。監査委員は決算には入らないけれども、予算のほうに  
は入るといふうに決まっていますので。特に希望はありませんので、ここで議運のほう  
で決めてもらえればと思います。

以上です。

○伊藤委員長 新しい試みも少し入るような決算特別委員会になると思われまので、今  
年に議長入っていただくという形にしたらいかがかなというふうに私は思うのですが、皆  
さんの御意見をお伺いしたいと思います。

柴田委員。

○柴田委員 まだ都市経済で3人、3人、どれが3人、副議長が入るかどうかも全然決ま  
っていない状況なので、それ決めてからでもいいのじゃないですか。

○伊藤委員長 議長が決めてほしいという希望がありましたので、そういう話になってい  
るのですが。それが決まっていれば、逆に、都市経済常任委員会の中での今年の決算特別  
委員を選出する仕方も、おのずと決まってくるのじゃないかなというふうに私は思うので  
すが。

○柴田委員 逆にね。

○伊藤委員長 はい。

ほかに御意見は。

古澤議員が委員外で発言を求めています、いかがいたしましょうか。

皆さんに聞いて、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないようですので、古澤議員。

○古澤議員 たまたま私が監査なので、お伺いしたいと思えますけれども。決算の委員は、次の予算の委員になるということが決まっております。監査は決算には入れないけれども、予算には入れるということなのです。すると、決算のほうで入った方がもう10人固定していて、その次の予算は同じ方になるということなので、監査の私が予算にもし入りたいという希望制が通るかどうかわかりませんが、どういう形になるのか、今後のこともあると思えますので確認しておきたいと思えます。

○伊藤委員長 ただいま監査委員を務められている古澤議員のほうから、そういうお話がありました。今年度においては、決算に入らない人が次の予算の委員を務める。それで、来年度の決算になると、かぶる人が出てくると思うのです。そのかぶった人は、次の年の予算には入らなければ、監査委員がそこに入ることは可能だと思うのですけれども。10人・10人でやっていくと、かぶる人いない。いないのかな。

○伊藤委員長 今20人しかなくて、監査委員を除くと19名になるのです。ということは、今年10人を選んでおくと、来年また10人選ぶとなると、1人かぶるはずなのです。だから、もし10人というように決定しているのであれば、10人決定していただいて、予算のときには、そのかぶった人は抜けていただくということも考えられるのじゃないかなというふうに私は思うのですけれども。

○柴田委員 そういう決め方じゃなかったから、それは無理でしょう。

○石井議会事務局長 今はそういうお話でございますと、10人としているものを10人以内とするというふうにしておけば、多少弾力があるのじゃないかと思えます。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 今、欠員の状態なので、今、事務局長が言ったように10人以内という感じでいいのじゃないですかね。

○伊藤委員長 今10人というふうに決定はさせていただいておりますけれども、欠員の関係があるので、10人以内というような文言にしておいたらどうだろうというような御意見が出ておりますが、ほかの委員の方、御意見を。

平田委員。

○平田委員 10人以内という決定はそれでいいと思うのですけれども、先ほど監査委員をやっていた議員さんが、今年、決算で10人と決まったときに、予算審議のときに入れるからといって、入られると11名になっちゃう。それをどういう入り方をすればいいかというところを聞かれていると思うので。その10人以内とすることとは別に、監査委員がどういう形で加わるかというところは、どうなるのでしょうか。ということですよ。

○古澤議員 そういうことです。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 私のこの間の理解は、決算の10人は、そのまま予算の10人となるという理解だったので、そこに監査委員が予算だけ加わるというのって、どういう形で加わるのだろうなど実は思っていたのですね。10人だったら、10人以内とするのであれば、今回9人にしておいて、予算に監査委員を加えるという、そういうやり方がいいのかどうかとも協議したほうがいいのかなと。思い切って監査委員も、ほかの市は監査委員も別に普通に決算の委員になっているので、決算の監査、審査する項目も違うし、議会が見るのと。それは入ってもいいのじゃないかというふうにして、その境を取っ払ってしまえば、一番問題はないのかなと思いますけれども。監査委員がどういうふうに行っているのかというのは、今まで講釈をしていただけていないので。

ただ、ものの本を読んだり、あと講演会とか聞いたりすると、すごく監査委員が活発に活動しているところもあるし、全然決算の審査に入ることに全く問題はないとしているようなところもあるので。今9人と決めて、予算のときに監査委員を加えて10人にするという、そういうやり方をするのか。それとも、もう10人・10人境なく決めちゃって、10人として監査委員も入ってもらってやるというふうにするのか、そこら辺を考えたほうがいいのじゃないでしょうかね。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

古澤議員が意見を求めています、委員の方よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、古澤議員どうぞ。

○古澤議員 決算は、監査委員のほうから意見書というものを付して議会の決算に臨んでもらうわけですから、監査委員が入るのは矛盾しているかなとちょっと思います。

ただ、予算のほうは、議長、副議長、監査委員含めて、これから参加できるということになりましたので、それで決算の委員と予算の委員が同じ人になるということなので、どこで予算に入る可能性があるのか明確にしておいてほしいと思って、今質疑をした次第です。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 今、決算の特別委員会のことを話していますが、その中で委員は10人というふうにしたわけで、予算のほうは、まだその辺は決定していませんよね。だから、もし欠員が出ていなかったとしたら、今回、来年の予算9人でやって、そこに監査委員の方が入れれば10人になりますけれども、もし今年10人でも、来年の予算のときに、例えば監査委員さんが入れれば11人になりますけれども、それはまた予算のほうの決め方で、11人以内とか何か決めたらよろしいのじゃないでしょうか。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

今、御意見が出ているのが、決算だけ10人以内で委員構成をするということはどうでし

ようか。まず、そこらいきましよう。10人という決定でしたけれども、10人以内とするということのほううまくいくのじゃないかというようなお話がございますので、以内ということはどうですかね。それについての御意見は。

議長。

○岩田議長 これ今年度といたしますか、今定例会の決算ですから、ですから、10人なら10人で決定してもらえば、常任委員会から3人ずつ、プラス議長が入って、来年度は、また新たに9人なら9人というふうに決めてもらえればいいのじゃないですか。

○伊藤委員長 話が混乱してきちゃったのですけれども、例えば決算の10人が予算の10人に入って、監査委員をプラスして11人に予算はしてもいいのじゃないかというような御意見がございましたが、予算については、12月の議会までに決定するというので、決算に入っていた人は予算に入っていればいいわけで、そこでプラス1人増えても、条件としては当てはまっているのじゃないかなというふうに私は思うのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

平田委員。

○平田委員 先ほど前回の議運の結果を報告していただいた中にもありましたけれども、決算と予算を続きの一つのものとして考えるということではなく、別のものとして、独立した形でということになっておりますので、決算に今回入った人、それから来年度も、それ以降も、決算に入った人がそのまま予算をしようねということは合意形成ができていて、そこに予算のまたメンバーを組むときに、ここには監査委員が入ることが可能だよということが予算委員会を立ち上げるときに付議されていれば、全然ここでそれを決める必要はないと思うので、おっしゃったように、12月議会ぐらいまでに決めていけばいい話かなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

影山委員。

○影山委員 一番シンプルなのは、その10人・10人の枠はそのままだけれども、取りあえず監査をやっている人は決算には参加できないということだけを決めて、あくまでも欠員とするのが一番シンプルかなという、考え方として。それも一つの候補だとは思いますが。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 今の意見に賛成で、10人以内であれば、10人なわけですよ。そうすると、決算で10人決めて、じゃあ、監査委員入ってもらいましょうになると、決算をした人は予算やりましょうというふうにそれが大前提で決まったのだから、その10人は予算やりましょうで、10人になるわけでしょう。そこで急に監査が入りましょうになったら、11人ということになりますよね。だから、10人やったうちの1人が抜けて監査入りましょうという

話じゃないと思うので。

だから、10人以内に取りあえずしておいて、決算は。例えば今度の3月の予算に監査が入るのであれば、9人決めるとか、そういうことでもありなのかなと。10人以内にしておけばということですよ、影山委員。

○伊藤委員長 今、監査の部分について、決算についてはそれですけども、予算については12月までに決めるということになっているので。決算に入った10人は、そのまま予算に入っていて、監査委員も入るのであれば、その10人にプラスすればいい話で。

○柴田委員 確認ですけども、予算審査の委員も10人と決めたのじゃなくて、決算だけ10人と決めたのでしたか。

○伊藤委員長 両方決まっているかもしれませんが、そういったいろいろな議論の中で、そういうふうになってきたのであれば、10人プラス1でもいいのではないかという意見があったと思うのですけれども。

平田委員。

○平田委員 決算で決めたルールが、イコール予算のルールにはならないと思うのですよね。プラスして、予算のルールは改めて加えることができるという、それが12月までに決めればいいという話で、今はまず決算のルールをきちっと結論づけていただければと思います。

関連することではあるけれども、前回申し合せたように、決算と予算は別物として扱うということは既に決めておりますので、決算のルールで予算が縛られるということじゃないと思いますので、よろしくお願いします。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 その言い方はおかしいと思いますよ。決算をやった人が、その自分の結果がどういふふうに予算に反映されるか見るために予算に入りましようとなったので、明らかに連動しているのですよ。そこに監査をどういふふうに扱うかという話で、それとは別に考えるという話ではないと思います。

○伊藤委員長 では、斉藤副委員長。

○斉藤委員 決算になった委員が、来年度の予算にそのままなるということはもう決まっていますことですね。それはもう決まっています。先ほどの柴田委員のお話だと、監査委員が入るときに、例えば今年9人だったら、来年の予算9人だから、プラス監査が入って10人で、ごめんなさい、私そういうふうに受け取っちゃったのですけれども。予算審査の委員の人数が10人というふうに固定はまだされていない。まだ予算のことを決めていないので、もし今後、予算のことを決めるときに、11人でもいいというふうに決めれば、今年9人であろうが10人であろうが、来年度予算に監査委員さんが入る、入らないは、監査委員さんが決めてもらえればいいことじゃないかと思います。

徳本委員。

○徳本委員 斉藤委員がおっしゃっているやり方だと、10人と決めても予算のときにプラ

スワンができるというので、決算のことだけ決めればよいという話ですよ。

柴田委員が言っているのは、1回減らしておいて、入っても10にするという考え方だから、10人以内というルールを今日決めないといけないという話なのかと思っていて、私はプラス1人入ってもいいという案でもいいかなと思っています。なるべく多くの人に関わったほうがいいかなと思うので、減らすよりは足してもいいということに。10と決めておけば。予算のときプラスアルファを許可してもらおう形にしたらいかなと思います。混乱してきた。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私は10人以内と決めておいて、予算は11人になっちゃうのですけれども、取りあえず10人は、そのまま連動して行って。予算って私は1人増えてもいいと思うので、決算は10人に決めておいて、予算は11人という話がありましたけれども、もうここで予算は11人増えてもいいというような案でまとめちゃったほうがいいと思うのだけれども。今回、決算は10人、予算は1人増えて11人でもいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうね。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 頭を整理してください。決算は半分ずつ全員が関わろうと。決算審査をした人が次の予算に入りましょうということで、全員が入りましょうということで10人・10人で決まったと思うのです。監査委員に関しては、決算には入らないけれども、予算に入ることは問題ないので入ろうということで、10人・10人の半分で決まったわけですが、先ほど局長が提案されましたように、10人以内とするならば、例えば今年は決算が10人でそのまま予算も10人、来年度は10名以内ですから、常任委員会で3人ずつ出して、残った9人が決算を審査してもらって、次の予算は、そこに監査委員が入って10人とするということで、20人全員が決算予算に関わるということだったと思うのですね。

なので、決算委員会を10人以内とするとすれば、議長と監査委員が今年度か来年度とかに関わるだけの問題なので、それを決めてもらえば難しくないと思うのですけれども。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 私たちの任期中だけの問題だったら、そういう決め方でいいと思うのですけれども、そうすると改選後は、別のまた決め方をするという前提でいいのですか。そういうことをおっしゃっているのですか。

○伊藤委員長 議長。

○岩田議長 確認です。平田新子委員が言われたように、我々の任期中だけだと。というのは、その次の改選後は定数がどうなるか。あるいは議選の監査委員がどうなるかということも含めて、若干変わることもあると思いますし、21人のままで、どうするかという場合は、今回は監査委員が決算に入らなかったけれども、本来この場合は、議運で私言いましたように、本来、議長というのは表決権がないわけですね。

なので、ほかの議会では、特別委員会ではほとんど議長は決算には入っていません。監査委員はほとんど議会では決算委員会に入っています。ただ、実質的に議長も副議長も常任委員会に入って審査していますから、私は議長・副議長が決算に入っても特に問題はないだろうということですが、実際にほかの議会では、ほとんど議長は入っていません。そのことだけ申し添えておきますので。繰り返しになりますが、この議運の決定は申合せではありませんので、我々任期中のことだと思っていただくのがいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ただいま御意見頂きまして、任期中ということは、令和3年9月、令和4年3月、令和4年9月、令和5年3月のこの4回に対応して、この部分を決めるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、御異議ないようですので、この2年間弱の部分の決算予算を2回ずつあるという部分で、2回ずつで決算委員及び予算委員を10名以内とするということによろしいでしょうか。

○柴田委員 予算も決めて、予算は。

○伊藤委員長 予算は決めないで決算だけ、話長くなるから決算だけ決めるということで、決算特別委員会、9月に行われる決算特別委員会の委員数は10名以内とするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、さよう決定させていただきます。

副議長。

○血脇副議長 今、決定したわけなのですが、一つだけ確認をしておきたいのですが。これは、先ほど委員長あるいは議長のほうからあったとおり、このおおむね2年間というようなことかなと思いますが、議会の申合せの中、19ページに申合せ事項の中に、決算委員は何とかとあるのですけれども、今回この2年間は特例というような形でいくのか。それとも、またいずれ、この申合せというのにきちんと手をつけていくのかだけ。申合せには、こういうの書かれているというのを。ということで、一つだけすいません。

○伊藤委員長 申合せですか、事例ですか、よく分かりませんが、その部分については議長のほうで。全協のほうで対応する話じゃないですか。

議長。

○岩田議長 申合せは議運で決定することではありません。申合せするなら、全協で諮って決めないと申合せになりませんので、前にあったこの申合せ集先例に載っているのは、そういうことがあったよという事例です。この平成13年のときには、議運では常任委員会から3人ずつ、決定当時は12名ですかね。そういうふうに決定しましたという議運の事例

ですから、それは申合せではないということを確認しておきます。

以上です。

○伊藤委員長 今お話ありましたけれども、議会運営委員会で決定したことを全協に報告をさせていただいて、その場で全員の合意がいただければ決定ということになりますので、議会委員会としては決定しますけれども、全協の場で御異議ないで進めば、事例に当たるのじゃないかなというふうに考えておりますが、それでよろしいでしょうか、副議長。

血脇副議長。

○血脇副議長 誤解されるとあれなのですけれども、ただ申合せにこういうのが書かれているというのは頭に入れといていただかないと、これで、もう決まったのだというふうに捉えられると思って発言をさせていただいた次第でございます。

今後、また全員協議会等で、もし申合せに入れるのであれば、その辺りはきちんと文言を整理しないとイケないのかなと考えているところです。

以上です。

○伊藤委員長 局長、答弁できますか。

○石井議会事務局長 申合せ集というところの中には記載してあるところがございますが、中には、先例でやった例があるとか、そういった事例の部分を参考にさせていただいて議会運営をしておりますので、今回これが先例という形になるかもしれませんが、申合せにするかどうか、今後の検討の経緯でよろしいかと思えます。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、決算特別委員会の選出方法は、先ほど決定いたしました10名以内ということで、各常任委員会から3名、そこに議長が加わるということでよろしく願いいたします。

○柴田委員 任期中ね。

○伊藤委員長 任期中。残りの任期中ということで御理解願いたいと思います。

それでは、議題（2）のほうは、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議題（3）その他についてを議題とします。

会期中の議会運営委員会の開催について調整したいと思いますが、会議規則の変更等に伴うものなのですが、また議案の追加等がもしやあると困るので、また9月議会が始まった会期中によると、最終日の前ですけれども、当然、会議規則の変更等を提案しますので前ですけれども、会期に入ってから日程調整させていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そのほかについては、委員の皆様から何かございますでしょうか。その他で。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次に、議長から何かございますでしょうか。

○岩田議長 ありません。

○伊藤委員長 事務局長から何かございますでしょうか。

○石井議会事務局長 ありません。

○伊藤委員長 ほかにないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。

慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

-閉会 11時43分-